

用の療養費制度の枠内の改革案であるということも申し上げたいと思いますし、同時に、今お話あった患者と医師の選択によるということでございますが、これも無制限に混合診療を認めるという趣旨ではございません。

そして、もう一つ保険収載等の関係につきましてもでございますが、これも合理的根拠が疑わしい医療、また患者負担を不当に拡大させる医療は除外すると。安全性、有効性や患者への不利益の有無について国による専門家による確認を行う。そして加えて、仮称でございますが、選択療養の安全で有効な実績が集まれば、それがいわゆる評価療養につながっていく、その後の話でございます。まず、保険収載につきましても、このような意味で、選択療養はいわゆる混合診療の全面解禁ということとは全く性質の異なるものと認識しておりますので、御指摘のような点も踏まえて国民の懸念が解消されるように、また医療を求めている患者さんのために引き続き検討が進められるものと考えております。

羽生田俊君 ありがとうございます。

蓮舫君 民主党の蓮舫です。

医療イノベーションを国家戦略として実現するために政府の中に司令塔機能をつくる、その司令塔機能がつくった計画を実現するために新しく独立行政法人をつくる、その二つの法案審査です。

その新しい独法には理化学研究所、独立行政法人からも人が移管をされ、そして理研で研究をされていた多くの研究に新たに機構から資金配分も行われる。当然、そこには不正があつてはいけない。その視点で、今日は大変お忙しい中、理研の野依理事長にお越しいただきまして、ありがとうございます。しばらくSTAP細胞論文についてお話を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、STAP細胞論文ですが、一月の二十八日、小保方ユニットリーダーが大々的に記者会見をしました。翌二十九日にネイチャーの電子版に掲載をされた。国内外で大変大きな反応を呼びました。

まず、お伺いしますが、この会見、発表の時点で理研として小保方ユニットチームによるSTAP細胞実験の成果は信頼されていきましたか。理事長にお伺いします。

参考人(野依良治君) STAP細胞に関わる現象につきましても、会見時には理研としてその研究成果を信頼しておりました。後日、論文作成上の不備や過誤といった疑義が発覚いたしました。調査委員会により研究不正と認定され、その後の不服申立てに関する審査でも再調査は不要と判断されまして、論文の取下げを勧告したところでございます。

STAP現象につきましては、今後、予断なく理研の研究者で検証するとともに、第三者による追試によって最終的には証明されていくものと考えております。四月一日から一年程度掛けて検証を行っております。四か月をめどに中間報告をする予定でございます。

蓮舫君 信頼されていたということでございます。

確認なんです。一月二十八日の会見というのは、STAP細胞の実験が成功したということについて理研としての発表だったのか、それとも小保方さん研究者個人としての発表だったんでしょうか。

参考人(川合眞紀君) 発表は理研、理化学研究所として発表いたしております。

個々の研究者のアイデアと努力によって達成されます研究成果そのものは、一義的には当該研究者の成果となります。その上で、知財を除く研究成果、すなわち社会的価値は理化学研究所に帰属するところでございます。

一月二十九日の報道では、私どもの発表の中では共同研究の成果であるというふうに表示させていただいております。これは、理研のCDBの小保方研究ユニットリーダーを中心とする研究ユニット、それから、今は山梨大学にいらっしゃいますが、元チームリーダーの若山先生のチーム、そ

れからハーバード大学のチャールズ・バカンティ教授のグループ、この三つのグループの共同研究による成果でございます。

蓮舫君 理研の成果として、共同研究の成果として理研として発表をされて、その会見時においては理研としてもその成果を信頼していた。ところが、その後、ネット等で不正疑惑が指摘をされて、理研として調査をしてきた。

確認なんです、理事長、この不正を事前に組織として把握することはできませんでしたが。

参考人(野依良治君) 今回の問題につきましては、個人、チーム、それから組織の複合的な要因があったというふうに認識しております。

今回研究不正と判断されました事項は論文作成上のデータの取扱いに関するものでありますけれども、通常でありますと、研究倫理教育の徹底、実験ノートの確認、研究データの適切な管理、研究途上における批判的な観点からの再検討、再検証の実施、それから論文の共著者等による生データへの立ち返つての確認等が行われることによりまして、事前にチェック機能が働いて問題点を把握することができたというふうに考えております。

今回の調査委員会の報告書におきまして、小保方氏が他の機関で行いました研究を若山研におきまして客員研究員の身分で継続し、その後、自らがリーダーを務める研究室において発展させたと

いう研究環境の変遷がございます。それから、成果取りまとめに近づいた段階に入りまして、笹井氏と丹羽氏という、それぞれ若山氏とは独立した立場のシニアの研究者がデータの補強、あるいは論文の作成のために協力することになったという事情がございます、これらによりまして研究のチェック機能が果たされなかつたとされております。

こつした点につきましても、今後のチェック体制の見直しの際に十分に考慮していくことが必要というふうに認識しております。

蓮舫君 小保方さんがユニットリーダーを務めておられる細胞リプログラミング研究ユニット、それはセンター長の戦略プログラムの一つとして発生・再生科学総合研究センター、CDBに設置をされております。CDBは理事長、理事と直結をしております。

確認なんです、このユニットチームとセンター、それと理事長、この三者の連携というのはどのようになっているんですか。

参考人(川合眞紀君) お答えいたします。細胞リプログラミング研究ユニットは、発生・再生科学総合センターにおける一研究ユニットとして二〇一三年の三月一日に発足しております。STAP細胞に代表される細胞の初期化に係る研究に取り組んでおります。

この研究センター内の関連する研究室の連携等については、センター長を中心にマネジメントをされております。すなわち、小保方氏がリーダーを務める研究ユニットはセンター長マネジメント以下にあったということでございます。

蓮舫君 センター長と小保方氏の連携は分かりました。

直結している理事長との連携はどうでしょうか。

参考人(川合眞紀君) 理事長には、竹市センター長に対する任命責任がございます。研究センターの中の活動については、理事長からの命を受けてセンター長がそれを統括しております。

蓮舫君 理研内では、本当に多種多様な研究が同時進行で行われているんですね。その研究内容のチェックを全部する仕組みというのは、私はこれ非現実的だと思います。

ただ、チームが理研の名前で世界に権威ある学術誌、ネイチャーとかサイエンスに投稿するとき、年間の投稿は理研では大体二百本前後と聞いているんですが、その中で実際に使われたのはネイチャーで去年十六本、サイエンスで十本ということだったんですけれども、少なくともこういう論文の中身はチェックをする体制にあるんですか。

参考人(川合眞紀君) 理化学研究所は年間二千六百報を超える論文をまず出してあります。論文の投稿というのは、研究者が自ら研究した

成果を自らの責任において行うということが科学コミュニティーの共通理解でございます。これに加えて、理研においては、ネイチャーやサイエンスに限らず、研究成果を発表する場合には、規定上、あらかじめ所属長の承諾を得る、承認を得るといったことが決まっております。

一千六百報を超える研究論文を理研は発表しておりますが、世界でのトップ1%と評価される論文に理研の全論文の4%が該当しておりますので、およそ百報がこのクラスにあるということでございます。

一方、こういったトップジャーナルでは、投稿するとそのまま採択されるわけではございませんで、採択率は10%を切っておりますので、平均的な言い方を申し上げますと、その百報を掲載されるバックグラウンドには、背景には千回ぐらいの投稿の行為がある、千報ぐらい分の投稿の行為があつて、採択率がネイチャーの場合ですと8%と今言われておりますので、かなりの数の投稿がされているというのが数値的な事実でございます。

とはいえ、今回のケースでは論文投稿のところのチェック機構が甘かったことはもうそのとおりでございます。残念ながら、この捏造やその他を見抜くことができておりません。

委員長（水岡俊一君） その程度で止めてください。

参考人（川合眞紀君） はい、済みません。

蓮舫君 私が伺っているのは、ネイチャーとかサイエンスとか、千本あつて採択率が8%と聞いています。その8%の中の相当優秀なものというのはなかなか、見通しがもしてきた場合に、その論文の内容を投稿して掲載される直前に理研としてチェックはするんですかと聞いています。

参考人（川合眞紀君） 現実としては、個々の論文の内容を理化学研究所、すなわち理事長のところでチェックすることはしておりません。

蓮舫君 事前に理研の担当者の方とお話をお伺いして、理研経営者陣の下に研究分野別のセンターが実にフラットに並んでいて、それぞれが独自に更に分化した研究チームをたくさん抱えていて、研究内容、発表、成果の責任というのはそれぞれのチーム内で完結していると伺いました。

確かに、管理を厳しくすることが自由な発想とか研究のその空気というのは分断する可能性もありますので、研究者の楽園と言われる理研ゆえの独特な私は空気だと思っております。ただ、他方で、じゃ、不正があつていいのかといったらそれは決して違つ。理研にはやっぱり税金が八百億投入をされていますから、税金で行われる研究ですから、その成果は確たるものを出すためのチェックというのは私は行わなければいけないと思

います。

ただ、今回の小保方リーダーへの一連の理研の対応を見てみると、研究開発成果があつたときには理研として発表をする、でも不正があつたときには小保方切り、研究者を切つてしまつ、こつこつうふうな姿勢に見えるんですが、これは野依理事長にお伺いします。経営者側の責任はないんでしょうか。

参考人（野依良治君） まず、調査等の責任につきましては、調査報告書に明確になっているところでございますけれども、基礎科学の分野におきましては、研究者は自ら得た観察データを適正に管理し、その集積から客観的かつ十分慎重に科学的な結論を導くということでありまして、その上で、学協会あるいは商業出版社の発行する科学誌の審査を得て公表するということになっております。

この一連のプロセスは、基本的には研究者の責任において行われることでありまして、また、ここにおきます自律性を確保することは科学を進展する上で極めて大切でございます。物理学、生物学など多岐にわたる科学研究におきまして、実際の作業過程は分野によってそれぞれ異なりますので、そこはセンター長、研究グループの長などの管理職の裁量、指導の下で最も適切に行われているところでございます。

一方で、研究分野とかあるいは研究者の背景の差異、違いに関わらず、研究所全体に共通する倫理あるいは規範を徹底するということは経営者の非常に大きな責任だというふうに考えております。今回の共同研究に係る事案におきましては、具体的に、著者らの責任に加えまして組織の管理、チェック機能が十分に働かなかつたということが示されておりまして、経営者として非常に重く受け止めております。管理職研修も行っておりますけれども、これが不十分であつたということでございます。

経営者の責任といたしまして、若手研究者の能力を最大限生かせるように研究環境の構築を図ってきたところでございますが、これが機能していったのか、問題はなかつたのか。自己点検とともに外部有識者から成る研究不正再発防止のための改革委員会により検証を行って、対策の検討を進めているところでございます。

理研には国の内外から様々な教育研究の背景を持つ人が集まっております。場合によりましては若手研究者につきましては経験が少ないこと等によりまして十分に能力を発揮することが難しいことがあるかもしれないと、こつこつとことも考慮いたしまして、指導体制の改善、研究機会の充実など、バックアップ体制の改善策を早急に取りまとめてまいりたいと思っております。

これらの取組を通じまして理研の組織運営を点検いたしましたして、社会から信頼を得るものに改めて、そして高い規範を再生することが私の大きな責任であるというふうに認識しております。

蓮舫君 事実関係を伺ってまいります。

今回、調査委員会が小保方さんの不服申立てを受け審査をした。その結果、再調査の必要なしという。それは、切り張りした画像を真正でないものに加工した、すなわち改ざんがあつた、そして、そのことを悪意がある、知っていたとしたんですね。この画像改ざんは小保方さんだけが知っていたんでしょうか。

参考人(米倉実君) お答えさせていただきます。

三月三十一日に研究論文の疑義に関する調査報告書が発表されております。

蓮舫君 端的に答えてください。

参考人(米倉実君) はい。

改ざんされたデータは、小保方氏が行つた実験データを基に同氏が改ざんしたものであると。それから、笹井、若山、丹羽の三氏はこのデータには関与していないということでございます。三氏にとってはこの改ざんは容易に見抜くことはできるものではなかつたということですから、三氏については知っていなかつた、研究不正はなかつたというふうに判断されると報告書で取りまとめら

れております。

蓮舫君 二〇一二年四月、小保方さんを客員として迎えていた理研の若山研は、STAP細胞論文をネイチャーに実は初投稿しています。これは掲載が拒否されているんですが、この審査を担当したレフェリーから相当厳しいコメントも返されている。このコメント、どういうものでしたか。

参考人(米倉実君) 二〇一二年のネイチャーの論文でございます。先生がおっしゃるとおり、リジェクトされた論文でございますけれども、それは最終的に未公開の論文ということになりますので、このレフェリーコメントにつきましては著者全員の了解を必要ということでございます。これが現時点で得られておりませんので、理研の方からの回答は差し控えていただきたいということふうに思います。

蓮舫君 何百年にもわたる細胞生物学の歴史を愚弄するというコメントです。そのコメントを受けて返されて、その僅か三か月後、七月に、掲載拒否された論文に新たな画像を追加して、小保方さんもいる研究チームはSTAP細胞論文を今度はサイエンスに投稿しました。

これは調査委員会の調査で明らかになっているから理研としてコメントできると思いますが、サイエンスのレフェリーからはどんなコメントが返ってきましたか。

参考人(米倉実君) 先生がおっしゃるように、二〇一二年にネイチャーにリジェクトされた後に二〇一二年の七月にサイエンスの方に投稿しております。これは、電気泳動写真を加えた上で類似の内容として投稿していると、そういう状況でございます。

その段階で、レビュアーの方から、これはちよつと英語になって恐縮ですが、英語でよろしいでしょうか。

蓮舫君 日本語で。

参考人(米倉実君) はい。

では、そうしたら、英語をまず申し上げます。モアオーバー、ジスフィギュアハズビーンリコンストラクティド、この画像は、再構成あるいは加工というふうに訳したらいいかと思えます。それから、イットイズノーマルプラクティスツリーインサートシンホワイトラインズビトウィーンレーンズテークンフロムディファレントジェルス、異なったジェルから得られたものについて、それを作る場合、その間に細いラインを作って、はっきりそれが分かるようにするとというのが通常の方法であると、そういう御指摘を受けております。

蓮舫君 その時点で既に切り張りといいますが加工があるということがレフェリーから指摘をされている。それが二〇一二年の七月、二〇一二年

の四月のネイチャー一回目の投稿も二〇一二年の七月のこのサイエンスの投稿時にも、この加工された画像を使った論文は若山教授の名前で出されています。若山研です。若山さんは知らなかったでしょうか。

参考人(米倉実君) この件につきましては、先日の不服申立てに対する再審査の報告書のプレスフリーフィングの中で、委員の方がプレスに答える形で御説明しております。

その中で、若山さんから、このサイエンスのレビュアーのコメントですけれども、情報をいただいた際に、最終的に、サイエンスのフィギュア、この図ですけれども、を若山さんはいただけなかったと。つまり、若山さんは論文は持っていましたけれどもフィギュアは持っていなかったというコメントを調査委員会の委員がプレスの中でお答えしております。

蓮舫君 若山さんは、論文は持っているけど図は持っていなかった。けれども、このレフェリーからの図が加工されたというコメントを受け取って、かつ今回の理研の調査委員会に資料として提出したのは若山さんじゃないですか。若山さんは知っていたんじゃないですか。

参考人(米倉実君) 論文そのものについてのレフェリーのコメントについては知っているというところでございます。当然のことながら、それを、

レビュアーのコメントを調査委員会の方に提出しましたから知っております。

ただ、先ほども言いましたレビュアーのコメントは、フィギュアについての、細いラインを入れると、そういう普通のプラクティスに沿っているかどうかというところございました。そのフィギュア自身は若山さんは最終的に見ていないということでお話をされているというふうに聞いています。

蓮舫君 済みません、何でここ、こだわったかという、若山さんは当時理研に所属していたんです。所属をしていた人が、自分たちが投稿した世界的権威ある学術誌のレフェリーからもらったコメントに対してセンター長に報告はしなかったんではないか。その連携が取れていないことが実は私は最大の問題だと思っっているんです。報告は上がっていましたか。

参考人(米倉実君) 論文の出版は、先ほど川合からも申し上げましたけれども、基本的に著者とそれから出版社との間で何度もレビューを受けてやり取りをするものでございます。レフェリーのコメントを受け止めて、それをどういうふうに対応するかというのは基本的に著者の問題でございます。研究所は、個別個別のレビュアーのコメントについてどういうふうに対応しているかということについては報告は受けておりませんで

した。

蓮舫君 小保方さんは、そのサイエンスから指摘された切り張りを直すことなく、その八か月後に同じ画像を使用して再度ネイチャーに投稿しています。その同じ月に理研のユニットリーダーに就任しています。

ユニットリーダーに就任するには、センター長の推薦があつて、それが理事会で諮られて、理事長が任命をします。理事長が任命をするときに、彼女をリーダーにするという判断について、若山研のトップ若山さんあるいはセンター長からヒアリングはしましたか。

参考人（川合眞紀君） 採用についてお答えいたします。

この公募でございます。二〇一二年の十月から国際公募をセンターとして実施いたしました。この公募には四十七名の応募がございまして、センターの中の人事委員会を設置いたしましたして、そこで書類選考、インタビューを経て、小保方氏を含む五名がセンターの職員として採用されております。

この過程において、外部から三名の方からの推薦書をいただき、御本人の確認をさせていただくというプロセスを取っております。それには、外での活躍等に鑑み推薦書をいただいております。適性、それから五年間の研究計画の

独創性、新規性、将来性を人事委員会では評価し、研究ユニットリーダーに採用することがふさわしいとその時点では判断されております。そして、その外部からの推薦書を含めて、理事長にセンター長名で推薦が来たというのが経緯でございます。若山先生のところには直接リファレンスを取ったかどうかは、記録にないのでちょっと言及することはできません。

蓮舫君 直接所属をしていた、当時、小保方さんは客員研究者ですけれども、所属をしていた理研の若山さんに確認を取っているかどうかも分からない。内部からふさわしいという推薦書、外部三人の推薦書があつて、彼女がふさわしいと判断したということですか。

参考人（川合眞紀君） ほかの四名と同じプロフィールを取っております。内々にお聞きしている可能性はあると思うんですが、人事委員会の正式な記録にはそのところは残っておりませんので、あえてここでは申し上げなかつたということとで御理解いただければと思います。

蓮舫君 ありがとうございます。

一連の話を聞いていて、恐らく誰かがどこかで気付く、そういう要素が振り返ってみるとあつたと思うんですね。それが、連携が取れていなくて、流されるように今回の事態になつてしまつた。

理事長は、今回の一連の騒動の中で未熟な経験

者という言い方をよくされています。誰でも最初には私は未熟だと思つんです。ただ、未熟だからこそ、それを組織がカバーをして、経験者が引き上げて熟練者に育てていく。そして、成果物を出して、日本としてしっかりとした発表の成果を得ていく。この一連の流れを理研は果たしてしていたらどうか。私は、今、理研のガバナンスを見ると、残念ながら、若手研究者を守る策というよりは、若手を切り捨てるというような印象の方が強く残るんです。

先ほど理事長は、若手の倫理教育をこれから徹底していきたい、自分ができなかったことをしっかりとやるのが経営者の責任だと言いましたが、若手を守るのであれば、切り捨てるというよりも、その人たちを守るという方策は今回されましたか、理事長。

参考人（野依良治君） 世界的に、現在、多くの大学、研究機関が頻発する研究不正に悩んでおります。研究者を取り巻く社会状況に問題ありと言つ人も少なくないわけでありすけれども、それは機関として責任回避であるというふうには思っておりません。

私は、個人の問題、チームの連携の在り方の問題、こつした不正が起きない環境を整える研究機関としての問題、これらが、複合的な要因があると思っております、それぞれの立場で改善すべ

きところがあると考えております。

また、若手からベテランまで科学者としての基本的な指導、訓練が既に完了しているという認識の下で研修体制づくりを行っていた、これが研究所としての反省点でございます。現状の研修体制を改善していくとともに、若手研究者に対するシニア研究者からの教育支援、若手研究者が分野を超えて意見交換できる体制を充実させることが是非是非必要と考えております。

私はかねてから、若手、女性、外国人のリーダーの登用を強く強く主張してまいりました。我が国のみならず、未来社会の科学技術イノベーションの振興のために、この信念は全く変わっておりません、揺らいでおりません。この方策を今後加速するために、研究所として万全の方策を考えてまいりたいと思います。

委員長（水岡俊一君） 野依参考人、簡潔にお答えいただければ助かります。ありがとうございます。

蓮舫君 理事長の思いは分かります。ただ、若手、女性を登用したいという思いが今回のことでむしろ後退してしまわないように、若手が萎縮しないように、若手切りで終わらせてしまうというような印象にならないように是非ガバナンスを取っていたいただきたいです。

一点、確認をいたします。独立行政法人通則法

第十九条では、監事は独法の業務を監査するものとあります。今回の不正案件について監事は何をしましたか。

参考人（米倉実君） 今回の疑義が生じていましたから、研究不正委員会が即時に立ち上がりまして、独立性を持ってやってきました。

その過程において、細かいところについては監事が意見を申し上げられるような状況ではございませんでした。ただ、理研の中でセンター長会議あるいは理事会議といったところにおきまして状況を報告する際に、監事の観点、監事は民間企業等の御経験もございまして、そういったところからいろいろなサジェスションをいただいております。

蓮舫君 不正が起きてから発言をもらっていると聞きました。不正が起きる前に監事は何か監査をしましたか。

参考人（米倉実君） 今回の不正の間につきましては、事前に監査をしているということ、その目的だけで監査をしたということではございませんでした。

蓮舫君 事前にお伺いすると、監事は、この事件が起きて、不正が起きてから重要な理研の会議の中で監査による確認の重要性についての発言を行った。当たり前じゃないですか。だから、千二百万円の年収で監事をお二人雇って、理研の中

の不正が出ないように業務を監査する役割を担っているのに、不正が起きてから監事は大切だという発言をしている。それは本当に適切なんですか。

参考人（米倉実君） 監事の御発言について細かいところまでは言及いたしませんけれども、監事の御趣旨は、いろんな規制、規定、そういったものを整備はされているということは全部レビューされて、ただ、それが定期的に見直されているかといったところのモニタリングが十分ではなかったということをかなり強くおっしゃられました。そのモニタリングあるいは定期的な見直し、うまくいっているかといったことについて十分チェックしていくようにと、そういうような御議論をいただいております。

蓮舫君 議論でなくて、実際に仕事していただきたいんですね。ふだんどういう仕事をされているのか。恐らくしていないということに残念ながら受け止めざるを得ないんです。

せめて今後、未熟な研究者が失敗を起こさないように、研究の自身そのものに踏み込むのは私は適正ではないと思いますが、最低限、実験ノートとかオリジナルデータとか、それが加工されているかどうかとか、外形的にチェックができるものを監事の下にぶら下げて何らかの監査機能を持たせるべきだと私は思いますが、それは是非検討し

ていただきたいと思います。

もう一点だけ理事長にお伺いします。

今回、小保方さんの不正を調査した調査委員のメンバー、理研から委員長と委員が三人、外部有識者が三人。この人事、指名は適任だったでしょうか。

参考人(野依良治君) 規程に沿って人選をしたと思っております。

それからまた、立派にその職務を遂行していただいたと、そういうふうには理解しております。

蓮舫君 委員長は何で辞任されたんですか。

参考人(川合眞紀君) お答えします。

石井委員長にしましては、外部から御本人の論文についての疑義の指摘がございました。私は慰留したのですが、本人は不正も否定しておりません。ただ……

蓮舫君 どんな疑義ですかと聞いています。

参考人(川合眞紀君) 切り張りがあるという疑義でございます。切り張りの行為……(発言する者あり) はい、問題ありません。これは今……(発言する者あり) まだこれ、今検証中でございますので、済みません、今ちょっと言い過ぎました。

今調査をしておりますので、その結果が出ましたら公正に外側に発表させていただきます。

蓮舫君 調査委員会の委員長がネット等で、御

自身が過去乳がん等で提出した論文で活用した画像に切り張りがあるという指摘を受けて、本人は不正でないとしても辞めました。

ほかに調査委員会の理研に所属している二名も、同じように過去提出した五本の論文の画像について切り張りがあると指摘をされています。

もう一人、外部有識者の方、ある大学の副学長ですが、この方も画像に切り張りがあるとされて、これは大学が調査をして不正はなかったと、正式な結果が出ています。

でも、理研のこの三人については、調査結果出ていますか。

参考人(川合眞紀君) ただいま先生から御指摘がありましたように、実は三人に対してかなり多量の疑義が寄せられてきております。

切り張りという行為、加工するかどうかという行為そのものだけで不正が認定するわけではございませんで、その切り張りの結果、実験という真正なものが曲げられてしまっているかという、そこが一点、それから、その加工に対して悪意、私どもは悪意と申しますけれども、故意があるかというところですね。この二点をもって不正か否かの判定がされるわけです。

ただいま御指摘がありましたように、理化学研究所に所属しております三人の委員についての不正疑惑につきましては、今予備調査がほとんど完

了したところでございます。早ければ、古関委員と眞貝委員については本日中に公表する予定であります。それは問題ないということで公表できると思っております。

蓮舫君 その三人の調査が終わる前に、どうして同じ疑義が指摘された小保方さんの調査結果だけを出すことができるのでしょうか 答えてください。

参考人(川合眞紀君) はい。委員会は規則に沿いまして、本件偽造の、規定に沿いまして厳正に判断をいたしまして、調査委員会の報告を上げていただいております。それは報告書を見ていただければ分かると思います。

切り張りがあるかどうかのことが不正を決めるものではございません。加工するのは……

委員長(水岡俊一君) 質問されたことに対して答えてください。

参考人(川合眞紀君) はい。中身が違います。実際に加工されたものであっても、不正に当たらない加工ということでございます。

蓮舫君 ならば伺います。

中身が違つと判断するのは、予備調査の調査委員じゃないですか。何で理事が判断するんですか。じゃ、小保方さんの不正も理事が判断すればいいじゃないですか。



科学の下で悪意があったか不正があったかと調べるのは、調査委員会が第三者的な目でしっかりと調査をして、結果を出したものを国民は信頼できると。小保方さんに対しては、それを結果を出したけれども、その調査をした人の調査委員長と二人が理研の中で不正があったかどうかの調査が終わらないうちに、どうして小保方さんだけの結果を出すことができるんですかと伺っているんです。

参考人（川合眞紀君） お答えいたします。

疑義が寄せられたときには、まず予備調査というものを経て、これが、疑義自身が調査に値するクエスチョンであるかどうかというのを所内で判定します。それを経た上で本調査に入るとというのが監査、コンプライアンスのやり方でございます。これは理研の規定に沿って行っております。

委員の方に寄せられた疑義に関しましては、この予備調査をほぼ終了しつつあるところでございます。私は報告を受けた二件について、今、本日中、早ければ本日中に公表できる状況であるというふうにお答えしたわけで、私が判断しているわけではございませんし、調査委員会の方は規定のつとめて厳正に調査をいただいているわけでございます。

蓮舫君 答えていただいているんです。つまり、ダブルスタンダードなんですね。

小保方さんの問題だけはさっさと終わらせて、自分たちの所属をしている正職員である研究者の疑義についてはその後調査をしますという。私こついうところも一つ、理研の信頼回復のときに非常に大事なことだと思っております。

野依委員長、その点、認識何かお持ちですか。先ほど任命は正しかったとおっしゃっていましたけど。

参考人（野依良治君） 規定に従って任命したということでございます。

蓮舫君 規定に沿って選んだ人選までは私も正しいと思います、規定ですから。ただ、その後小保方さんと同じ、調査対象と同じ疑義が出て、理研の中で予備調査が行われていて、今日にも二人は結果が出る、もう一人はもうちょっとで出る。全員の結果が出た後に小保方さんから申請があった再調査について調査をすればよかったんではないですか。

参考人（野依良治君） 新しい調査委員長がおつしゃいましたけれども、それは別件であって、それは理化学研究所でしっかりと調査することだというふうに言われました。

蓮舫君 残念ながら言葉が通じていないと、今すごく残念です。

済みません、じゃ、最後にちょっと確認をさせていただきます。

理事長、STAP細胞はあるんでしょうか。

参考人（野依良治君） これは科学的にやはり検証されるべきだと思っております、現在、検証チームが四月からスタートしてその任に当たっているところでございます。私からは、その存在する、存在しないということを立つ立場にございません。

蓮舫君 二つに分けてやっばりきっちり整理した方がいいと思います。論文に不正があったら、これはもう絶対やってはいけないから再発防止を講じる、独法の中のガバナンスを講じる、で、次の若手研究者に同じ轍を踏まさない、これは是非やっていただきたい。

ただ一方で、STAP細胞という発想が全く斬新で、その若手の考え方そのものを潰してはいけないし、可能性があるのであれば、それはしっかりと責任を持って再現の努力をしていただきたいとお願いをします。

官房長官に一点確認します。

これ通告していないんですが、今の一連の流れを伺っていて、聞いていてどのようにお感じになったか聞きたいんですが、新しい日本版NIHの司令塔機能の実務を担う独法には、理研の多くの恐らく再生医療の部分はファンディングが相当移されます。その部分と併せて、特定研究開発法人の指定を、今回、理研を見送りました。何が足り

ないんでしょか、理化学研究所には。

国務大臣（菅義偉君） 今、一連の委員との議論を聞いておりました。そういう中で、やはり国民の皆さんにとってしっかりと理解をできる調査結果までなかったらどうというふうに思います。

そういう中であって、これは文部科学大臣と山本大臣が、やはり今の時点でここは法案を提出することはすべきじゃないと、もう少しこの調査結果というものを待った上で提出すべきだという判断をした、そのことは私は正しかったというふうに思っています。

蓮舫君 ありがとうございます。

野依理事長、あるいは理研の皆さん、ありがとうございます。どうぞ御退席なされて結構です。

委員長（水岡俊一君） じゃ、参考人の方々、

御退席いただいて結構です。

蓮舫君 日本医療研究開発機構、新たに独立行政法人をもう一つつくるという法案を今回政府は提出されてきました。私は、理念は賛成します。

我々の政権時の医療イノベーション推進と全く同じ考えなんです。

ただ、大きく違うのは、私たちは政府の中で調整をして縦割り行政の弊害を外そうと思ったんですが、現政権は独立行政法人に外出しする形でその中核を担わせると。なぜ独法をつくるという判断をされたんでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） まず、私も政権の座

に就いたときに、前政権でやったことも私たちはよく参考にさせていただきました。当初、私、これはなぜ官房長官のところに置くのかなと実は思ったんですけれども、やはりこれ縦割りの弊害というんですか、さらにこの基礎研究を実用化するまで切れ目のない支援が十分できていないと、そういう判断の中で、優れた基礎研究のシーズ、そういうものを生かすためには、今回のような対応をつくらせていただいたということでありませう。

そして、これは総理を本部長とする内閣全体として、まずこの健康・医療というものをしっかりと世界で最高水準の医療、さらには、日本の医療技術というんですかね、そういうものを健康長寿のために生かすことのできるように、そしてまた海外にもしっかりと輸出をすることができるよう、そういうした様々の観点の中から今回この推進本部というのをつくって、各省庁を統括する意味のこの機構をつくらせていただく法案を出したということなんです。

蓮舫君 趣旨は分かるんですが、独立行政法人はやっぱりその制度としての限界があるんですね。今回の新しくつくる機構というのは、ほかの研究開発独法から研究を寄せる、で、ファンディングをする、あるいは人も寄せる。ただ、医療イノベーションということ、インハウス研究と新しい

機構の予算はすみ分けましたけれども、ここは恐らく医療といつてもすっぱりきれいに二つに分けられるものではないと思うんです。どこまでが医療の分野でどこまでがインハウスの研究か、極めて曖昧な分野というのもあると思うんです。

そうすると、この機構は、独立行政法人として新設されたときには、ほかの独法とのインハウスの研究の調整とかあるいは整理をする機能は持っていないんですよね。ならば、私は政府内でそれは直轄してやった方が現実的だと思っんですが、それでもなぜ独立行政法人にその中核を担わせるのか、もう少し分かりやすく教えてもらえますか。

国務大臣（菅義偉君） いわゆる今委員から御指摘のありましたインハウスの研究との連携とか調整は、この独立行政法人ではなくて全閣僚で構成する健康・医療戦略推進本部、ここで実は方向性を決めるということであります。そして、その方向性に基ついてこの新しい独法で目標に向かって推進をしていくという、そういう仕組みをつくらせていただいたということなんです。

蓮舫君 独立行政法人の制度そのものが生まれたいのは、独法間の調整とか縦割り行政の弊害を除くするためではなくて、行革です。国が行っていた事業をそれをそのまま外に委ねたら民間が担わないであろうから、だから独立行政法人を使って、税金で運営費交付金を渡してその実務を確実に担

うというふうにさせている。だから、それは独法間の調整を行うとかそういう業務は全然ないですね。

それは何で、内閣官房というのは元々総合調整機能があるのに、総合調整機能のない独法にその業務を担わせるんでしょうか。私はやっぱりそこが分からないんです。

国務大臣（菅義偉君） 今私申し上げましたように、総合調整はこの独法では行わないということとです。総合調整については、今申し上げましたように全閣僚で構成する健康・医療戦略本部、ここで実は行うということでありませぬ。

蓮舫君 総合調整は恐らく政府に設置されたその本部で行うことは分かります。だけれども、予算の一元からどうのこうの、各省のこの調整がどうのこうのという細かいところは恐らく本部機能ではなくて中核を担う独法が担っていくんです。そのときに総合調整というのは独法にはできないということを描いているんですね。

そもそも、これ稲田大臣にお伺いしますが、独立行政法人が総合に調整できない機能を直すことなくこの法案の方が先に出てきている、そしてその後には独法通則法改正案が出ていますが、順番が逆じゃないですか。

国務大臣（稲田朋美君） この法案が独法通則法改正法案よりも先に出たのは、この機構を平成

二十七年四月一日に設立すべく所要の経費を今年度予算に計上し、予算関連法案として今国会に提出されたという、予算関連法案であつたため、この独法通則法自体は予算措置が必要なものではないため、非予算関連法案として先月提出をさせていただきまして、前後関係がちょっとずれたということだと承知をいたしております。

蓮舫君 予算関連がどうかだけではという話ではないと思つたんです。独法が本来持つている部分でうまく総合に機能していないという問題を解決せずして、どうしてこっちの法案の方が優先されるんでしょうか。

国務大臣（稲田朋美君） 日本再興戦略において、研究管理を行う新たな独法を早期に設立するとされたことを踏まえて、予算関連法案として今国会に提出をされた。そして、この通則法につきましては、繰り返しになりますけれども、予算措置が必要でないため非予算関連法案として先月提出をさせていただきまして。

今の調整についてのことでございますけれども、現在の独法通則法においても業務の調整を行うことについて特段制約する規定はございませんし、今回の法案でもございません。

蓮舫君 今回提出された独立行政法人通則法、後にこの委員会でも審議されることになると思つていますが、私たちが政権時に作った法案とほぼ中

身が一緒です。やっぱり踏襲されている。それは有り難いと思つてはいるんですが、ならば、一年間政権回復した後に凍結していた時間が本当にもつたないと思つてはいるんです。特別会計改革にしても独法改革にしても、我々のときにつくつたものを一年間棚上げして凍結して、その後少し加工して出してきた。私はこの期間が本当にもつたいなかったと思つし、そこは大臣としてもっと指導力を果たしていただきたかつたと改めて思つています。

各省にお伺いしますが、所管独法における研究開発独法で、各省の中期目標、独法の中期計画についてです。

今回新たな独法に移管をされる医療イノベーションに関する項目についてなんですが、まずは厚労省、医薬品医療機器総合機構の中期目標、ここには世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化促進のための支援というものがあつます。この目標に対して、PMDAは、審査の迅速化を図るとした上で、どんな中期計画項目を作つて実行していますか。

副大臣（佐藤茂樹君） 蓮舫委員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、厚生労働省では三月に改定いたしましたPMDAの中期目標で、世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の実

用化促進のための支援に取り組み、そのようにしております。これを踏まえまして、PMDAでは、三月末に策定した二十六年から三十年度までの第三期中期計画、これを作成いたしました。その中で、今関連するところでは三つの大きな柱を掲げさせていただきました。

一つは、審査ラゲゼロ実現を目指した審査体制の強化でございます。今、おかげさまで審査ラゲも大分解消されてきてまして、ドラッグは今一か月、デバイスは二か月まで審査ラゲ縮まってきています。それを更に審査ラゲゼロ実現を目指した審査体制の強化を目指そうと。

一番目が、開発ラゲの解消に向けた薬事戦略相談等の大幅な拡充をするということでございます。二つ目が、革新的な医療機器への審査の重点化などを盛り込むとともに、さらに大事なものは体制の強化ということでございまして、常勤職員数を現在七百五十一人、これは平成十六年に発足したときの二百五十六人から三倍になりましたけれども、それを三十年度末までに更に約一・四倍の千六十五人に体制強化することとしてございまして、こういったことをもってPMDAとしては成長戦略の推進に貢献していくこととしております。以上でございます。

蓮舫君 医療に関する成長戦略、恐らく新しい機構に移るであろう研究テーマの内容、PMDA

はこれまでも中期目標で掲げて行動してきた。

厚生省内に設置された独法評価委員会では、そうした革新的医薬品や医療機器や再生医療製品の实用化等について、これまで報告とかあるいは業務運営の改善にコメントされたことありますか。

副大臣（佐藤茂樹君） 厚生労働省の独法の評価委員会では、独法通則法に基づく業務運営の改善その他の報告は行われておりません。

蓮舫君 文科省にお伺いします。

科学技術振興機構が達成すべき中期目標では、独創的なシーズの創出から研究成果の企業化開発に至るまで切れ目なく推進すること、科学技術イノベーションの創出の目標に対して機構の中期計画はどうなっていますか。

大臣政務官（富岡勉君） 蓮舫委員の御質問にお答えいたします。

科学技術振興機構では、御指摘の第三期中期目標の規定を受け、第三期中期計画において、独創的なシーズの創出から研究成果の企業化開発に至るまで切れ目なく推進することにより、科学技術イノベーションを創出するための具体的な取組を規定しております。

具体例としては、全体事項として、バーチャルネットワーク型研究所を構築して、文部科学省が示す政策に沿った基礎研究の実施、基礎研究の成果と産業界のニーズを結び付ける戦略的な産学連

携事業を一体的に実施すること。また、これを受けた個別事項として、基礎研究に関しましては、文部科学省が定めた社会的、経済的ニーズを踏まえた戦略目標等の下、課題達成型の研究領域等を組織の枠を超えて時限的に設定し、科学技術イノベーションにつながる創造的な新技術の創出のための研究開発を推進すること。また、産学連携事業に関しましては、大学等における基礎研究により生み出された新技術を基に、柔軟な運営により、企業が単独では実施しづらい基盤的かつ挑戦的な研究開発を推進することとしております。

以上でございます。

蓮舫君 今長々御説明ありましたが、基礎研究から研究成果の展開を切れ目ない支援を行うという目標と計画なんですね。

こつこつ独法が行っている計画に対して、過去文科省内に設置された独法評価委員会では、勧告業務改善、これまで出されたことありますか。

大臣政務官（富岡勉君） 文部科学省独立行政法人評価委員会では、基礎研究の成果の实用化を促進する産学連携事業について、科学技術振興機構、JSTの平成二十四年度の、御指摘の科学技術イノベーションの項目に関して、平成二十四年度の実績評価において、文部科学省独立行政法人評価委員会から勧告を出されていませんが、業務運営の改善として、産学連携事業に関して、例え

ば産業革新機構との連携を今後より一層強化すべくであること、サイトビジットでの課題の進捗管理の強化を通じ、実施者が社会ニーズの調査をより加速させることなどの指摘がなされているところであります。

蓮舫君 経産省に伺います。

課題解決型国家の実現に向けた研究開発の重点分野として示した産総研のライフィノベーション推進中期目標に対する中期計画、具体的にどんなものがありますか。

委員長（水岡俊一君） 経産省、今日呼んでいるかな。

蓮舫君 あつ、今日来ていない。分かりました。じゃ、いいです。

委員長（水岡俊一君） 蓮舫君、もう一回。

蓮舫君 失礼しました。

今お伺いをした独立行政法人の評価委員会の評価された項目というのは、新しく設置される独立行政法人の機構に恐らく移管をされる、ファンディングされる研究内容です。現在の独法の制度の下では、それぞれ評価を見ると、S、SS、A、物すごく評価が高いんです。つまり、現時点で全部できているという評価なんです。だから、それでも実用化をされていないから政府はそれを、司令塔機能を持って、横をつなげて風通しを良くしていく、この方向性には私は賛成をします。

ただ、やはりそれが独法に落とすことで実現するかどうなのか。今言ったように、独法のそれぞれの業務は判断として正しいと言われている、ただ、横の連携が取れていないものを、新しく独法がつくってその横の連携を促すことが本当に、司令塔機能のバックアップがあつたとしても、実現するかどうなのかを実はすごく危惧しているんですが、官房長官、いかがでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） ここは、政府として、総理大臣を本部長として、全閣僚が出席しての健康・医療戦略本部というのを設置するわけですから、その決定というのはこれは内閣としての決定であります。その決定に基づいて今度新しいこの機構が推進をしていくわけでありまして、そこについてはしっかりとしたガバナンスの下にこれは実行に移すと。

もっと言うならば、これほど今の高齢化社会の中において健康、医療というのは極めて重要だという私ども内閣の認識の下にこの推進本部というのをつくって、そして、今それぞれの省庁、文部科学、厚生労働、先ほど言われました経産省、こつしたものについて一体となつて行う機構をつくるという、そういうことで御理解をいただければと思います。

蓮舫君 厚生、文科の政務の方、もうほかに質問ございませんので、退席されて結構です。

委員長（水岡俊一君） 厚生労働、文科の政務官の方、御退席いただいて結構です。副大臣も含めてですね。

蓮舫君 菅官房長官の御指摘されること、全く共有しているんです。これだけ平均寿命が延びているけれども、健康寿命が残念ながらそこに追いついていない。あるいは、社会保障の給付費の増大というのはやはり医療、介護、この部分に占めるものが多いので、なるべく元気な御高齢者の方を増やして、そして、なるべく長く活躍をしていただいて納税者になっていただきたいし、いわゆる社会保障の保険料の納付者になってもらいたいと私は思っている。そのために国が全ての総力を結集して医療イノベーションを実現しようとするのは私は大賛成です。我々の政権でもやってきました。

ただ、実際、今回の両法案によってそれが実現するのかどうなのか。むしろ手間暇が、手間を掛けることが増えるのではないかと思われることがあるんですが、総務省にお伺いします。総務省が独立行政法人の仕組みを説明するときには主務大臣の過剰な関与の廃止と言っておりますが、この意味は何でしょうか。

大臣政務官（松本文明君） 独立行政法人の自律性、自主性を重んずるとというのが制度の趣旨でありまして、そこから大臣の法人に対する一般的

な監督規定は置かない、大臣関与については必要最小限のものに限定した上で個別に法令で明確に定めるところであります。

蓮舫君 ありがとございます。自主性、自律性を重んじるために関連大臣の関与をやはり最小限に抑えるということですね。

官房長官にお伺いします。機構法案の十八条、この主務大臣はどなたでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） 役員の任命等に関する事項については内閣総理大臣であります。それ以外の事項については、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣であります。

蓮舫君 資料二に付けさせていただきましたが、担当大臣が四人もおられるんですね、この独立行政法人には。政府直轄の仕事を独法が担うこと自体も私は独法制度の趣旨とは違うと思うんですが、担当大臣が四人いる。そうすると、その法人の裁量、自主性、自律性というのがむしろ縛られるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） まず、今指摘ありますけれども、この日本医療研究開発機構というのは内閣府を主管府省として、文部科学、厚生、経産を含めた四府省がこれを所管をいたします。そして、機構は、この文部科学、厚生、経産、三省からの財源措置を受けて業務を行うことになっており、三省は自ら補助金等を交付する業務を所管

することになっていきます。

で、私、申し上げましたけれども、この役員任命等については内閣総理大臣、それ以外については内閣総理大臣を含めて四人の大臣ということになっておりますけれども、こういう中であって担当大臣というのはしっかりとこれ法案成立された際には置かせていただきたいというふうに思います。

蓮舫君 総務の政務三役の方もお帰りいただいて結構です。

委員長（水岡俊一君） 総務大臣政務官も御退席いただいで結構です。

蓮舫君 官房長官、私が指摘しているのは、担当大臣を設ける設けないということではなくて、担当大臣が多過ぎるゆえに独立行政法人の様々な作業が増えるのではないかと懸念を持っているんです。新たな機構の主務省は内閣府です。独法は、所管省庁に設置された評価委員会の評価を経て、重要事項を決定し、大臣の承認や認可を受けるものがあります。

新たな機構は、内閣府の評価委員会の評価だけではないことが十九条に規定されています。何をどの省のどの委員会に評価をしてもらうのでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） まず、個別法において共管省庁独立行政法人評価委員会の関与規定を設

けることが一般的であり、この旨を機構の第九条に規定したものであります。

今、国会で、独法通則法改正でこの独法の評価制度の見直しが行われておるわけでありまして、具体的な有識者の評価のやり方についてはこの通則法案の条項を踏まえながら適切に対応していきたいというふうに考えています。

蓮舫君 十九条の中身でこの機構が評価委員会に評価を受けるものは何ですかと伺っているんです。

国務大臣（菅義偉君） いずれにしろ、この評価内容の項目については、法案成立後作成される医療分野研究開発推進計画や法人の中期目標、中期計画等を踏まえて決定される予定であるというふうに思います。

蓮舫君 十九条を読みますと、この新たな独立行政法人の機構が作る中期計画、財務諸表、剰余金の使途、借入金のは非、不要財産の国庫納付、役員の報酬などそれら全てを、あるいは、毎年度の業務実績評価に至るまでを文科省、厚生省、経産省のそれぞれの独法評価委員会の意見を聴いた上で、更に同じ項目を今度は内閣府に設置された独立行政法人評価委員会の評価を得るんです。四度手間です。これは業務の効率化とは真逆の効果を生みませんか。

国務大臣（菅義偉君） 今申し上げましたけれ

ども、この三省の評価委員会の意見を聴くことは想定をしていますが、これからできるこの法律に基づいて適切に対応できるものを決定していきたいというふうに思っています。

蓮舫君 いや、じゃ、内閣府の独法評価委員会だけで事足りるとすればよかったですではないですか。

国務大臣（菅義偉君） 少なくとも三省がこれ所管をしていることは事実でありますので、そこは今私申し上げたとおりだと思います。

蓮舫君 ここを一番危惧するんです。結局、縦割り行政を排するといいながら、全ての省庁の関与が残ったままなんです。だから、その所管は内閣府に置かれるんだけど、経産、厚労、文科のひもがずっと付いているということがむしろ私は新しい独法の業務量を増やしてしまうことにつながると懸念しているんですね。

じゃ、もう一つ伺います。独法の予算はどうやって決まるんでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） 健康・医療推進本部が定める方針に基づいて総合的な予算の要求、配分調整をまず行うことにいたしております。

具体的には、概算要求前に、健康・医療戦略推進本部において策定する医療分野の研究開発関連予算の要求の基本方針を受けて各省が医療分野の研究開発関連予算についての要求を内閣官房に提

出をし、当該予算の要求に当たっては、内閣官房の了解を得、内閣官房は、各省から要求の提出を受けた後に調整を行って、必要に応じて要求内容の見直し等を各省に指示するというものであります。各省は、そうした指示を受けて、要求内容の見直し等の対応を行うとともに、その対応状況を内閣官房に報告をし、その了解を得ることによって内閣官房と共同して概算要求を行うことになっております。

蓮舫君 医療イノベーションの司令塔機能というからには、やはり関係省庁を超えた強い内閣の主導と、省庁横断的な予算編成とその配分の一括管理というのは、私はこれは欠かせないと思っっているんです。恐らくそれが内閣に設置された本部が司令塔機能で調整をするということになるんだと思うんですが。

資料三に付けました、平成二十六年、医療分野の研究開発関連予算のポイントの二十六年決定を見ると、独法がまだできていないから、あるいはその本部がまだ設置されていないから、取りあえず二十六年予算は文科、厚労、経産から集めたものを積み上げてここに予算計上されているんですね。

ただ、これ、来年新たに機構が成立した場合に、この予算編成は各省が出してきたものを本部で総合調整をして決定をするという流れになると

いう今官房長官の御説明でしたが、一般的に聞きますが、国家戦略の司令塔機能を離すということは、来年からの予算編成は各省から上がったものをそのままこのように括弧付けで載せるのではなくて、内閣官房がそれをきっちり調整することが可能なんでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） そこは、先ほど来申し上げていますように、本部の決定に基づいてこれは予算要求することになっておりますので、そこは本部の方針に基づいてそうなるというふうに考えています。

蓮舫君 確認です。予算など資源配分のいわゆる優先順位を本部が付けるということですね。

国務大臣（菅義偉君） そうです。

蓮舫君 そうすると、例えば実用化が見込まれるシーズがPD、POの目利きで見付かったら、iPS細胞が研究開発された後にやはりそこには予算が大きく配分をされて今実用化に向けて走っているという前例もあるように、何か成果を生むであろう、実用化されるであろうシーズが見付かった場合には、そこに内閣主導で過去の予算配分の優先順位が大きく傾倒する可能性があるということですね。

国務大臣（菅義偉君） そのとおりです。

具体的に申し上げますと、この健康・医療戦略本部というのは総理が本部長でありますから、そ



ここにおいて集中的に計画的に予算配分をする、その重要性というものを何にするかということを中心で方針を決めますから、その方針に基づいて毎年度の研究領域に重点化を行うかという、そういうことは決定をしていきたいというふうに思っています。

蓮舫君 資料四に付けさせていただきました科学技術関連予算の推移なんですが、もつこの五年間、大体同じぐらいの規模で推移しています。つまり、科学技術関連予算のパイというのは限られている。今回の法案二つが通ったところで、ここが大きく増える余裕は我が国財政には残念ながら現状まだないと。

じゃ、パイが限られる中で、司令塔機能が優先順位を付けることによって予算が削られる分野は出てくるんですね。

国務大臣（菅義偉君） そこは当然そうなると思います。

蓮舫君 九分野に中核の分野を絞り込んでいくと。各研究においても、その中核分野に沿った思い切った優先順位を付けて適切な資源配分をしていくと。有望なシーズがあった場合には削られるところが増えるところがある。そうすると、随分と関係省庁、あるいは研究者、関係機関、あるいは議員、関係団体、抵抗が激しいのではないのでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） ここは、いずれにしろ、国民の健康、医療について何が必要なのか、今の国に何が必要なのか、そういう中の判断から予算は決定をしていきたいというふうに思います。

蓮舫君 衆議院のこの日本版NIIH法案の審査の議事録も読ませていただきましたが、やはりそういう懸念の声が相当多かったというか、この予算は切らないでくれという質問が随分多くて、私行革を担当していたからすごくその痛みが分かるんですね。限られたパイの中で優先順位を付けるということ、増えるところと減るところがあって、減るところの抵抗は相当多くて、そこをどうやって説得するかというのがまさに内閣主導の司令塔機能の腕の振るいどころだと思っているんです。

それは、そう考えると、また資料二に戻るんですけど、でも、だからこそ、この関係する所管府省を少なくすることに実は私は力を注いでいた。たかつたんです。内閣府の下に文科、厚生、経産があつてもいいぐらいです、この図で言ったら。つまり、予算編成権は各省が持っている、独法の評価委員の機能も各省が持っている。どんなに内閣官房が総合機能、総理大臣が本部長だとしても、やはりそこは物理的な予算編成時の抵抗というのは相当高いと思つ。それを超えられるすべというのはいかなるのでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） そこは、先ほど来度々申し上げていますが、健康・医療戦略推進本部という、総理本部長に、また全閣僚が出席をしてその方向性を決めるわけでありまして。

ちなみに、本年、この具体的な金額、今回の医療分野の研究開発予算については、対前年度約二割増の千二百億円になっていますし、さらに、医療分野の研究開発の調整費を含めると対前年度比四割増の千四百億円になっております。

そういう中で、確かに増えていますけれども、必要なものについては重点的に配分をして、そうでないものについてはやはり調整をしていくというめり張りの付いた形にここはしっかりと推進をしていきたいというふうに思います。

蓮舫君 総理が本部長で全閣僚がその本部のメンバーだから大丈夫だという説明を先ほど来お話しになられておりますけれども、そうした会議というのは往々にして、官僚に用意された原稿を所管担当大臣が、この分野は大事だからこの予算はもっと計上したいという予算要求発言につながることもあります。

だから、その調整をどのように行つかというのが実はすごく大事で、提案なんですけれども、法案を見ておくと、副本部長に担当大臣をつくと、官房長官のほか。そうすると、やっぱりこの副本部長、関係大臣はただの部員ですから、副本部



長に総合調整権限、その予算調整に係る、何らかの権限を持たせることを提案しますが、いかがでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） まず、先ほど来申し上げていますように、本部が司令塔としての機能を含めて予算の要求、配分調整を行うと。それに、各省から必要な予算というのはこれ上がってくるわけでありませうけれども、しかし、ここは、副本部長が健康・医療戦略に関し内閣総理大臣を助け、各調整というのはこの担当大臣が行うことになるわけですが、これは内閣として基本方針を打ち出して、それに従って行うわけでありませうから、私は、蓮舫委員のそういう懸念というんでは、私、そういうことは当たらずにこのことは実施できるというふうに考えております。

蓮舫君 独立行政法人への運営費交付金というのは、その独法から三年から五年の中期計画の内容や目標、それに沿って運営費交付金の算定ルールを含めた予算をつくって、各省の評価委員会の評価を得て、各省の大臣の認可を受けることによつて決められると。

そうすると、運営費交付金の算定というのは、経産大臣、厚労大臣、文科大臣、それと内閣総理大臣、あるいは官房長官が担当大臣の認可を得て運営費交付金がつくられるんです。これ、総理だけが力を持っているとか、あるいは担当大臣だけ

が何らかの独自の権限を持っていれば恐らく調整は可能なんですか、そこは結構やっぱりフラットなんですか。だから私は懸念を表明しているんです、先ほど来。そこにおいて、ならば、ならば、独立行政法人の自主性、自律性を重んじるのであれば、やはり理事長の提案をもつと本部の会議の中で議論するときに重んじていただけるような仕組みを入れることができないだろうか。確認なんですか、そつやつて予算がつくられたときに、通常の独法の場合には、運営費交付金をもらったら三年から五年の中期計画の中で理事長の判断で目標を到達するような柔軟な予算の使われ方ができるんですね。今年余らせたら来年積んでおいて、来年この研究に投与をしていくと。その柔軟な理事長の権限というのは、この新たな機構にも認められるでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） この運営費交付金、これを含む機構の予算全体については、中期目標、中期計画に従って最大の成果が得られるように理事長の権限の下に適切に執行されるものとは考えております。

蓮舫君 理事長は独法を代表してその業務を総理する、つまり全体を統一して管理をする。ところが、今回内閣官房から資料をいただいた資料五なんですけれども、例えば九つのプロジェクトの中の二つ、医薬品創出の基盤強化に向けて

なんです、きれいに予算が色分けされているんです。これ、各省から新たな機構に集約された予算なんです、青が文科省、ピンクが厚労省、緑が経産省。

事前に担当者に御説明をお伺いしましたが、集約された予算が何でこんなミッションになっているのかと。つまり、独法の理事長の判断で、シーズが出そうなもの、実用化に結び付きそうなものは、この中で予算のいわゆる優先配分を行うことができるのか、溶け込むんですかと聞いたら、溶け込まないと伺いました。つまり、どんなに理事長に総理をする権限を持っていたとしても、各省庁がこつやつてミッションを入れて、それぞれの予算はそれぞれで消化をしますと説明を受けたんですが、それじゃ独法をつくった意味がないんですね。

国務大臣（菅義偉君） ここは担当大臣が調整することになっていきますから、その重点的な問題については副本部長、そこは可能だというふうな考えます。

蓮舫君 資料六で作成をしたんですが、今回の九分野で、赤いのが既存事業です。青いのが新規事業です。ほとんどが既存事業で、それぞれの省庁で、例えば実用化のめどがもししたら立たないかもしれないけれども基礎研究として大事な部分だと思われるものも含まれている、その優先順位を付けるといったときに、やっぱり既存事業が持

っているものを、それを優先順位を傾斜をすることでやっぱり相当私は難しいことだと思っし、むしろ、だからこそ司令塔機能に私は期待をしたいと思っんですが。

一方で、次の資料七なんですけど、新しい機構には百二人の職員が移管するといっているんですが、これ、なぜそれぞれの独法から移管をすることを決めたんでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） まず百二人の、今これ委員の資料がありますように、ここは事実であります。これについてはスクラップ・アンド・ビルドの原則に基づいて、公的部門の肥大化は行わないと。それで、そういう観点から、いわゆる、職員をここに移管をするわけでありませうけれども、それ以外にまた、この機構の職員全体として、三百三人ですから二百一人ですね、その方たちについてはまさに有期付きの採用の方もいるでしょうし、そういう意味で非常にこの研究にふさわしいものをつくり上げていきたいというふうに思っています。

蓮舫君 この百二人は出向ですか。

国務大臣（菅義偉君） 百一人については、それぞれの中の枠であります。ですから、その今指摘を受けましたそれぞれの役所からの移管という枠に考えています。

そして、それ以外に二百人の、三省の枠を超え

て、いわゆる、先ほど来話が出ていますこのPDだとかPOだとか、そうした基礎から実用化まで切れ目のない研究を行うような体制をつくっていきたく思っています。

蓮舫君 人も予算も各省、各省所管の独法から集約して始めるというのがこの機構のスタートなんです。九つの分野の中身は大半が既存予算ですから、従来同様、広く薄くならないように是非していただきたい。

そのためにも配分の一括管理、これちょっともう一回確認ですが、さっきの五ページ目の資料戻っていたかと、ミッションを入れた予算じゃなくて、新たに就任される機構の理事長が、それぞれの、元々省庁が要求していた予算を自由に本部の計画に基づいて予算の組替えを行うことは可能ですか。

国務大臣（菅義偉君） 理事長ができるということではなくて、予算要求の段階でそれを承知しますよね。そのときに内閣官房とそこは調整をしながら行うということですよ。

蓮舫君 そうすると、独法の理事長の自主性、自律性はどこにあるんでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） 理事長は、いわゆるこのプログラムディレクターとか、あるいはプログラマーとか、まさに極めて大切な人事、そうしたものについては理事長が権限であります

し、さらにまた運営交付金についてもこれは理事長が行う仕事であります。

蓮舫君 いや、官房長官、運営費交付金を、じや、自由に使えるんですね。言っていることが矛盾しておられますが。

国務大臣（菅義偉君） いわゆる理事長は、本部の決定によって、それぞれの省庁が予算要求を、内閣と官房と相談しながら予算要求をするわけです。そして、その予算について理事長が機構の中では責任者という形になって行うことができるという仕組みであります。

蓮舫君 いや、運営費交付金というのは各省から移管されてきたファンディングの予算が入っているんです。それが決まったときに理事長の判断で好きなところに再配分をすることができるんですかという確認です。

国務大臣（菅義偉君） 運営費交付金については、それは理事長の権限で適切に執行されるというふうに考えております。

蓮舫君 分かりました。各省庁の縛りが理事長の判断で外されて、資料五のようなミッションではなくて、シーズが発掘された場合には、文科省の予算だったものが厚労省の研究に回されるとか、経産省の予算に回されることが可能だという理解で受け止めました。いいですね、それで。

国務大臣（菅義偉君） 今、委員と私の間でち

よつと違いがあるのは、この機構に対して研究関連の事業費を補助金として交付するとともに、人件費等の管理については機構の業務運営上必要な額を見積もって運営費交付金として交付すると。これについては理事長が権限があるということですので。

蓮舫君 時間がないので最後の質問にさせていただきますが、一点確認させてください。

新たな機構の事務所をなぜ東京とされるのでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） これについては、総合的にこの機構の位置付け等を考えたときに東京に置くことが適当だという形の中で、総合的に勘案をして都内にしたということですよ。

蓮舫君 政府が同じく進めている国際戦略の中で総合特区があります。国が規制・制度の特例措置、税制、財政、金融上で支援している特区として京浜臨海部にライフイノベーション特区をつくっています。この地域の目標は何でしょうか。

国務大臣（菅義偉君） この京浜臨海部ライフイノベーションの国際戦略特区というのは、まさにグローバル化企業による革新的医薬品とか医療機器の開発、製造と健康、こうした関連産業を創出するために平成二十三年十二月に指定をされたところがあります。

蓮舫君 まさにこの特区では、個別化、予防医

療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品、医療機器の開発、製造と健康関連産業創出のための規制の特例措置、税制、財政、金融上の支援措置等を活用して、革新的医薬品、医療機器の開発、製造と健康関連産業の創出を行っているんですね。

この地域の中では、国、独法、大学、研究機関研究者が本当に融合されてライフイノベーションを実現しようとしている。ならば、私は独法の事務所はここに置いた方がよっぽど現実的だと思うんですね。事前に何で東京都に置くのかという説明を聞いたら、内閣に置かれる推進本部と一体となつて業務を行う、会議体と業務を行うよりも、実際に動いている国際戦略特区で業務を行った方がより現実的だと私は思いますが、いかがでしょうか。

国務大臣（菅義偉君） 国際戦略特区というのは京浜臨海部だけでなく、医療等を行う部分とというのはここはあるわけですから……

蓮舫君 医療はここだけです。

国務大臣（菅義偉君） いや、全体として、今申し上げましたけれども、医療研究開発機構の事務所として、本部とやはり密接な連携を取る必要があるということ、この本部にしたということでありませう。

蓮舫君 官房長官、密接な連絡というのは、も

う今どういう形でも取れますから、地域的に離れていても、ならば現実的に、同じ国家戦略で進めているライフイノベーション特区に置いた方が私はより現実的ではないか。だから、東京都に置くとか条文になっていきますけれども、東京都でも比較的そこに近い地域というのもありますから、そういう部分も是非勘案して決めていただきたいと思えます。時間になりました。

以上です。ありがとうございました。

委員長（水岡俊一君） 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時開会

委員長（水岡俊一君） ただいまから内閣委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。本日、浜田和幸君及び山下芳生君が委員を辞任され、その補欠として荒井広幸君及び田村智子君が選任されました。

委員長（水岡俊一君） 休憩前に引き続き、健康・医療戦略推進法案及び独立行政法人日本医療研究開発機構法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。